

自然災害（台風等）による休校について

- (1) 午前6時の時点で、以下の地域等に「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」（以下「警報」という。）のいずれかの警報が発令されていれば休校とし、授業等(注)は行いません。

ただし、午前9時までに警報が解除された場合は、当日の5限目以降の授業等を行います。

高松キャンパス

香川県高松地域（除く直島町）、中讃地区又は東讃地区（除く東かがわ市）いずれかの市・町（該当する市町名称：高松市、さぬき市、三木町、丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）

詫間キャンパス

香川県中讃地区又は西讃地区のいずれかの市・町

（該当する市町名称：（中讃地区）丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町（西讃地区）三豊市、観音寺市）

- (2) 午前6時以降（登校中）に上記警報が発令された場合は、休校となるので安全な経路・方法により、速やかに自宅に戻ってください。
- (3) 居住地域で警報が発令された場合は、特別欠席等の扱いとするので、自宅で待機してください。
- (4) 登校に際し安全な通学路が確保できない場合は、学校に連絡し、指示を受けてください。
- (5) 登校後、上記の警報が発令された場合、又は、その他の自然災害（大雪・地震等）が発生した場合は、別途指示します。
- (6) 休校、休講の場合は、指示された日に補講を受けてください。
- (7) 学生又は保護者の身体や自宅等に被害が生じたときは、速やかに担任又は学務課・学生課に連絡してください。

（注）通常の授業、集中講義、補講、クラブ活動、インターンシップ等の学生が参加する活動をいう。